破産手続廃止

平成２７年（フ）第１４３号
茨城県かすみがうら市西成井2560番地21
破産者　株式会社ロア
1　決定年月日　平成27年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第１５５号
茨城県行方市小貫491番地３
破産者　株式会社ラス
1　決定年月日　平成27年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第７３５号
千葉市中央区院内２丁目８番４号　院内ハイツ１－Ｃ号
破産者　池宮　　昭
1　決定年月日　平成27年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第３７４号
埼玉県戸田市美女木東２丁目３番７号
破産者　有限会社小倉製本工業
1　決定年月日　平成27年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第６７１号
千葉市花見川区浪花町953番地１　検見川ハイツ２－208号
破産者　石橋　順子
1　決定年月日　平成27年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第７４９号
千葉県八千代市高津1000番地１　第２石井コーポＣ号
破産者　松坂　由美
1　決定年月日　平成27年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第７６６号
千葉県市原市鶴舞614番地の１
破産者　小野　慎治
1　決定年月日　平成27年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第７６７号
千葉県山武市成東1808番地１
破産者　日本住宅営繕センター株式会社
1　決定年月日　平成27年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第７８２号
千葉市稲毛区園生町1306番地９　ビルドコーポ200号
破産者　藤本　弘文
1　決定年月日　平成27年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第４６４号
静岡市葵区与一３丁目２番７号
破産者　有限会社池ヶ谷食品
1　決定年月日　平成27年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３０８号
大阪府和泉市唐国町４丁目２番31号
破産者　株式会社勝栄建興
1　決定年月日　平成27年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第８８号
奈良県大和高田市田井新町１番21号
破産者　株式会社原田興業
1　決定年月日　平成27年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第１０４６号
札幌市白石区東札幌２条５丁目８番21号
破産者　株式会社シリウス
1　決定年月日　平成27年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３５号
北海道小樽市望洋台２丁目１番１号
破産者　新日本海物産株式会社
1　決定年月日　平成27年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（フ）第１２４０号
さいたま市浦和区高砂２丁目４番６号
破産者　大信商事株式会社
1　決定年月日　平成27年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第９２２号
さいたま市岩槻区府内１丁目４番22号
破産者　関東住建株式会社
1　決定年月日　平成27年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第７６０号
千葉県浦安市富士見５丁目２番６－410号
ベイエステートマイハマ
破産者　桑原　幸恵
1　決定年月日　平成27年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１８２号
千葉県佐倉市王子台６丁目14番地15
破産者　谷本　正則
1　決定年月日　平成27年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第９１号
川崎市麻生区白山４丁目１番２－1013号
破産者　有限会社シー・シーコーポレーション
1　決定年月日　平成27年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第２４１号
川崎市麻生区片平１丁目12番７号
破産者　株式会社ディレット
1　決定年月日　平成27年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第４７４号
川崎市麻生区上麻生５丁目38番９号
破産者　株式会社マイカ
1　決定年月日　平成27年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第４２０号
新潟市秋葉区滝谷町１番29号
破産者　しあわせタクシー有限会社
1　決定年月日　平成27年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部